

食料・農業・農村政策審議会

平成20年度第2回農業農村振興整備部会 議事録

日時:平成20年11月21日(金) 10:30～12:00

場所:三田共用会議所4階 第4特別会議室

田中 計画調整室長

お早うございます。

本日は大変お忙しい中、委員の皆様方におかれましては御出席いただきまして、誠に有り難うございます。

ただ今から、平成20年度の第2回農業農村振興整備部会を開会いたします。

それでは、開会に当たりまして、中條農村振興局長より御挨拶申し上げます。

中條 農村振興局長

お早うございます。農村振興局長の中條でございます。

農業農村振興整備部会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

先般来、全国にわたりまして残留農薬の問題でありますとか事故米の話題等食の安全に関する報道が続いております。事故米穀の不正規流通問題につきましては、国民・消費者の皆様方に大変な御心配をおかけしているところでございまして、私どもとしましては、今後とも米のトレーサビリティ、それから米関連商品の原産地表示を含めました流通システムの見直しを進めていく予定としておるところでございます。また、このことに関しまして、報道でも紹介がありましたと思いますが、私どもの中に改革チームを設けまして、私どもとしてどういった体制で今後取り組んでいくべきかということを真摯に検討を進めているところでもございます。

また、先般、総理の方から御発表があったようでございますけれども、地方分権改革推進委員会を中心にしまして、私ども、それから国土交通省さんの地方支分部局を中心に、出先の見直し等についても御指示をいただいております、こういったところが今後種々話題として取り上げ、そしてまた、私どものこれからの見直しに一つの基本的な流れを作っていくのではないかと考えているところでございます。

これとは並行しまして、一つ私どもも最近、平成21年度の農林水産予算概算要求に向けまして、今、最終的な折衝の段階に向かっているところでございます。年末に向けまして、政府としての概算要求案を取りまとめる段階になっておりますけれども、この中でも、農村振

興局としましては、来年の予算の重点事項としまして3点取り上げております。

まず第1点目は、食料供給基盤の強化を図るということとしまして、農地の有効利用のための農地情報データベースの本格的な運用に向けた支援を行っていくということ。2点目は、農業用水の安定供給確保のための機能診断とストックマネジメントの仕組みの整備などを推進していくということ等々、まずは食料供給基盤の強化ということで取り上げているところでございます。2点目に、地域資源を活用する生き活きとした地域づくりの推進としまして、農村協働力、いわゆるソーシャルキャピタルといえますか、これを活かした資源・環境保全の取組、それから災害から農業農村を守るための防災情報ネットワーク等の推進をしていくこととしております。さらに、3点目としまして、農山漁村からの低炭素社会の構築と地球温暖化への対応を図るために、バイオマス利活用推進施策、それから生物多様性の保全への貢献も進めてまいる所存としていただいております。

農業農村振興整備部会では、「新たな土地改良長期計画」につきまして、昨年度から御論議を賜ってきたところでございますけれども、本日は、この「新たな土地改良長期計画」の最終とりまとめ（案）につきまして御議論をいただきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、幅広い観点から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

よろしくどうぞお願いいたします。

田中 計画調整室長

本日は、岩崎美紀子委員、植田和弘委員、小西砂千夫委員、中嶋康博委員、橋本博之委員、鷺谷いづみ委員におかれましては、所用により御欠席との御連絡をいただいております。また、森野委員につきましては、遅れて御来場いただくということです。

まず、議事に先立ちまして、ここで、新たに本部会の委員に御就任いただくことになりました委員を御紹介申し上げます。

福澤隆二委員でございます。

福澤 臨時委員

福澤でございます。よろしくお願いいたします。

田中 計画調整室長

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

先ほど御挨拶いたしました中條農村振興局長でございます。

続きまして、皆川農村振興局次長でございます。

齋藤 整備部長でございます。

三浦 農村計画課長でございます。

田野井 都市農村交流課長でございます。

永田 農村環境課長でございます。

島田 水資源課長でございます。

雑賀 農地資源課長でございます。

下山 防災課長でございます。

小林 農村整備官でございます。

最後に、私、事務局を務めさせていただきます計画調整室長の田中でございます。

よろしくお願いたします。

それでは、以降の議事につきましては、林部会長にお願いいたします。

林 部会長

承知しました。

それでは、議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

最初に、「今年度の検討の進め方」について事務局から御説明いただきます。

田中 計画調整室長

それでは、資料1に基づいて本年度の農業農村振興整備部会の検討の進め方について御説明します。今年の7月には本部会の1回目として、滋賀県下及び兵庫県下で現地調査を実施していますが、会議場で皆様に御参集いただき御議論いただくのは初めてですので、本年度の進め方をまず御説明します。

1番目は、「新たな土地改良長期計画の策定について」です。

新たな土地改良長期計画の策定については、昨年度より御審議をいただいておりますが、この最終とりまとめ(案)についての審議を行う。また、土地改良長期計画(案)については、審議会の意見をまとめる諮問を今後予定しています。

2番目は、「国際かんがい排水委員会などの活動方向について」です。

国際かんがい排水委員会及び国際水田・水環境ネットワークにおけるわが国の今後の活動方向について御審議いただく予定です。

3番目は、「農村環境の広域的な保全に向けた構想づくりについて」です。

これまでも環境との調和に配慮した事業を実施してきましたが、農村環境の広域的な保全に向けた構想づくりについて必要なプロセスや手法について御審議いただく予定です。

4番目は、「土地改良事業計画設計基準の改定作業」です。

今年度は、パイプラインに係る設計基準の見直しを行うこととしており、耐震設計の考え方、パイプラインの補修・補強の考え方、設計・施工における新技術などについて御審議いただく予定です。

5番目は、「次期の技術開発五カ年計画の策定について」です。

今年度は、現行五カ年計画の最終年度ですので、次期の技術開発五カ年計画について、計画の基本方針や技術開発の視点、具体的な技術開発などを御審議いただく予定です。

最後は、「農業水利施設の機能保全の手引きの策定について」です。

現在、ストックマネジメントを進めていますけれども、そのパイプラインの機能保全に関する手引きの策定について、機能診断における標準的な手順や手法などを御審議いただく予定です。このうち、3～6については、技術小委員会への付託事項とし、また、ここに記載のない事項についても、必要に応じて随時追加する場合もあり得るということで御承知おきいただければと思います。

以上です。

林 部会長

有り難うございました。

それでは、ただ今の内容につきまして、御意見あるいは御質問ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、こういうことで進めてまいりたいと思います。

また、技術小委員会の付託事項である3～6につきましても、是非お願いしたいということとであります。

続きまして、新たな土地改良長期計画について、事務局より説明いただきます。

田中 計画調整室長

資料2 - 1を御覧ください。

新たな土地改良長期計画については、昨年度から本部会で御議論いただいております、現地調査にも御参加いただきました。また、パブリックコメントを10月17日から11月15日まで実施しましたので、今回はそれを踏まえた最終とりまとめを行います。

資料2 - 2を御覧ください。

新たな土地改良長期計画の内容を今一度復習させていただきたいと思います。

1ページは、「1 土地改良長期計画の位置付け」です。

5年を1期とする土地改良事業の実施目標と事業量を定める土地改良長期計画は、本年度を始期として、現下の課題に応じた適切なものにするべく御議論いただいています。

4ページ～5ページは、「3 近年の農業農村整備をめぐる諸課題」です。

現下の課題を6つの分野で整理しています。

グローバル化への対応、食料の安定供給の確保の必要性、基幹水利施設の老朽化を踏まえた有効活用、生物多様性の保全、多発化する災害や温暖化に伴うリスクの高まり、あるいは高齢化、過疎化に伴う地域防災力の低下、最後に、農村地域の活性化、こういった大きな6つの課題を踏まえて新しい政策枠組みを御検討いただいています。

6ページは、「4 計画の政策枠組みの見直し(案)」です。

黄色の部分が食料の自給率向上に向けた食料供給力の強化の視点で、主に農業の分野です。

緑の部分が田園環境の再生・創造の視点で農村の分野です。これらを支える地域協働力、農村協働力の形成の視点で、「農業を支え、農村を支える」ということです。このような大きな3つの視点から6つの政策枠組みで構成される長期計画とするということで御議論いただきました。

1つ目は、効率的かつ安定的な経営体の育成と質の高い農地利用の集積。2つ目は、農業用排水施設のストックマネジメントによる安定的な用水供給機能等の確保。3つ目は、農用地の確保と有効利用による食料供給力の強化。4つ目は、田園環境の再生・創造と共生・循環を活かした個性豊かで活力ある農村づくり。5つ目は、減災の観点も重視した農業災害の防止による安全・安心な地域社会の形成への貢献。

6つ目は、農村協働力を活かし、集落等の地域共同活動を通じた農地、農業用水等の適切な保全管理という6つの政策課題を御提示しています。その下に、踏まえるべき事項として、それぞれの政策課題を進める上で、(1)施策連携の強化、(2)国と地方公共団体、土地改良区等との役割分担と連携強化、(3)地域の特性に応じた整備、(4)地球環境問題への対応、(5)情報化の推進、技術の開発、(6)入札契約の透明性、競争性の拡大、(7)事業評価の厳正な運用と透明性の確保、(8)工期管理とコストの縮減といった内容で御議論いただき中間とりまとめを行っていただきました。それぞれの目指すべき内容、あるいは成果指標については、7ページ以降、6つの政策課題ごとに展開の方向性とそれに伴う目指すべき成果、またそれを実施するための事業量についてそれぞれ記載しています。

14～16ページは、「(目標)目指す主な目標の考え方」です。

14ページは、1番の政策課題(自給率向上に向けた食料供給力の強化)について3つの目

指す主な成果を提示しています。

1つ目は、効率的かつ安定的な経営体の育成と質の高い農地利用集積です。

1) 農地の利用集積率を7割以上に向上させることについては、「農業構造の展望」を踏まえ、平成27年を目途とする指標として提示しています。2) また、このうち面的集積率を7割以上に向上させることを「21世紀新農政2007」を踏まえて提示しています。3) 基盤整備については、新たに農業生産法人等を130法人設立するということで、「農業構造の展望」を踏まえ、基盤整備での集積の見込みを具体的に提示しています。

2つ目は、農業用排水施設のストックマネジメントによる安定的な用水供給機能等の確保です。概ね10年を目途として、全ての基幹的農業用排水施設で機能診断を実施し、平成24年を目途に全体の6割を機能診断していこうという目標を設定しています。

3つ目は、農用地の確保と有効利用による食料供給力の強化です。

1) 水稲、畑作物の選択的作付を可能とする基盤整備を実施することにより耕地の利用率を向上させることで、基本計画を踏まえた数字の設定をしています。

2) 耕作放棄地の発生防止については、優良農地を確保する必要がある地域として具体的な数字を提示し、重点的に地域共同の保全活動や基盤整備を通じて進めることとしています。

3) 湛水被害については、緊急的な防災対策が必要な地域を着実に実施をしていくということで具体的な数字を提示しています。

15ページは、2番の政策課題（田園環境の再生・創造）について2つの目指す主な成果を提示しています。

1つ目は、共生・循環を活かした魅力ある地域づくりと豊かな田園自然環境の創造です。

1) 活力ある農村づくりに向けて田園自然環境の創造の着手ということで、今後5年間に於いて環境創造を重点的に実施すべき地域を具体的に数字で提示しています。特にこのうち、

2) 生態系ネットワークの保全に着目をして取り組むべき地域、

3) 良好な景観の保全・創出ということで、歴史的な施設の保全など先進的なモデル地域をそれぞれ具体的に数字を挙げて目標設定しています。生活環境関係と資源循環の関係では、

4) 農業集落排水汚泥のリサイクル率については、バイオマスニッポンの改定を踏まえた数字を提示しています。下水道の処理関係については、5) 汚水処理人口普及率、6) 農業集落排水処理人口について、今後の展開を踏まえた具体的な数字を設定しています。

2つ目は、減災の観点も重視した農業災害の防止による安全・安心な地域社会の形成への貢献です。減災については、ため池に着目をして、今後、防災・減災対策を講じる必要の

ある重要な農業用ため池約7,600カ所のうち、おおむね10年を目途にその5割について防災情報の伝達体制やハザードマップの整備をしていくことで具体的な数字を提示しています。

16ページは、3番の政策課題（農村協働力を活かし、集落等の共同活動を通じた農地・農業用水等の適切な保全管理）です。

1) 今後、集落等の協定に基づき共同活動を行う地域の数及び参加者の数を指標としてこの協働力に着目した適切な保全管理を進めていくこととしています。また、2) 多様な主体の参画を進めるため、工事の施工に直接参加する直営施工と呼んでいる取組を今後とも進めていきたいと考えています。これらの指標を達成するべく、この5年間、6つの政策体系で計画的、総合的に事業を実施していきたいと考えています。

資料2 - 3の1ページを御覧ください。

10月17日から11月15日にかけてパブリックコメントを実施しました。表にあるように、農業者の割合が全体の約1割でしたが、土地改良区の関係者から公務員、会社員・主婦等の割合がそれぞれ4分の1程度ありまして、様々な意見、情報が寄せられました。年齢、性別は、お手元にあるような状況です。

2ページは、個別意見等内容の一覧です。

200件以上の種々な御意見がありますので、全てを網羅、御紹介することはできませんが、主要な御意見を土地改良長期計画の中間とりまとめに沿って整理しています。

「第1 土地改良事業についての基本的な方針」では、国民的理解と将来のビジョンについて、農業施策の重要性、「食」と「農」、農業・農村の機能の役割について国民理解を進めていかなければいけない。今回、土地改良長計を立てるにあたっては、5年、10年後には、明るい将来が待っているという長期的な展望のもとに策定をすべきだという御意見をいただいています。

「第2 事業の実施目標及び事業量」では、目標達成のための課題について、市町村の財政状況は逼迫している中、特に補修・更新事業や維持管理では市町村・地元農家の負担軽減を進めていってほしい。目標達成のための支援の充実が不可欠。政策目標・数値指標の立て方では、現場の声をよく反映して、消費者を巻き込んだ目標としてほしい。

国民や農家、地域住民の関心事に直接的に響く見せ方が必要だ。ブロック別の地域性を考慮した方針も必要ではないかという御意見もいただいています。

3ページは、3つの視点のうち、最初の「1 自給率向上に向けた食料供給力の強化」の視点です。自給率向上の要望では、この設定がまさに時宜に応じて大変わかりやすい、

自給率の向上と食の安全・安心を確保して欲しいという御意見をいただいています。

効率的かつ安定的な経営体の育成と質の高い農地利用集積では、特にほ場整備の関係について、大区画の基盤整備は今後絶対必要だ。農地の利用集積の施策、新規就農や企業等の参入についても検討して欲しいという御意見、今の利用集積を進めることは必要だが、一方で小規模農家などへの悪影響について懸念されるという御意見もいただいています。

農業用排水施設のストックマネジメントによる安定的な用水供給機能等の確保では、老朽化が喫緊の課題であるので、水源からほ場に至る水供給の確保が重要である。ストックマネジメントについては、幅広く農業用排水施設全体について進めていく必要があるという御意見をいただいています。

農用地の確保と有効利用による食料供給力の強化では、水田の汎用化対策、裏作推進の取組。他用途米の拡大では、コメを米粉、飼料、燃料など用途拡大を図っていくことによって、食の安定供給のみならず多面的機能の発揮にもつながるのではないかと。ただし、耕作放棄地が増大しているため、早急に対策を進めるべきだ。さらに、農地の転用、中山間地域の保全の問題、あるいは都市農業の問題などにも御意見をいただいています。

5 ページは、3つの視点のうちの2つ目、「2 田園環境の再生・創造」の視点です。

田園環境の再生・創造と共生・循環を活かした個性豊かで活力ある農村づくりの農村の環境保全では、農村環境の再生・創造は地域全体の課題、農林水産省の生物多様性戦略が策定されたので、施策への反映が重要だ。環境・景観の形成にかかる負担では、環境・景観整備を進めるというものの、その負担を農家にまで求めるべきか検討すべきではないかという御意見をいただいています。

減災の観点も重視した農業災害の防止による安全・安心な地域社会の形成への貢献では、特にため池整備の必要性について、混住化の中で老朽化ため池の整備を早急に取り組むべきだ。ため池の多面的機能では、多目的利用、多面的機能の施策を展開すべきだという御意見をいただいています。

3つ目は、「3 農村協働力の形成」の視点です。

農村協働力を活かし、集落等の地域共同活動を通じた農地、農業用水等の適切な保全管理では、農地・水・環境保全向上対策は平成19年から実施しているが、農地や農村を次世代に健全な状態で引き継ぐために重要な施策である、誰でも参加しやすい体制づくりを要望する。耕作者に維持管理が集中している点と非農家に参加していただく支援の点について具体的に一層の配慮をお願いしたいとの御意見をいただいています。



「第3 計画の実施に当たって踏まえるべき事項」では、全体として配慮すべき事項として、(1) 施策連携の強化については、国土交通省との連携、生産・流通・消費分野との連携、ハード・ソフトの連携などについて御意見をいただいています。

(2) 国と地方公共団体、土地改良区等の役割分担と連携強化については、食料の安定供給の根幹をなす国営土地改良事業について、基盤整備を行い国民への食の安定供給をするのは国の責務であり、整備や管理を進めていくべきである。特に、農地転用などで受益面積が減少し、国営事業での更新整備が困難になっている場合などについては、国が責任を持って整備ができるようにしてもらいたいという御意見、一方で、土地改良区については、組合員の減少などを踏まえて今後とも農政で主体的な役割が期待されることから、土地改良区の活性化についても効果のある施策を望む御意見、地方の主体性では、地域の特性にあわせた土地改良が最も効率的なので、地域に任せたら一番良いのではないかという御意見をいただいています。

(4) 地球環境問題への対応では、バイオマスの利活用、クリーンエネルギーの導入、水力発電の推進、地球温暖化を踏まえた基準の見直しなどについて御意見をいただいています。

(5) 情報化の推進・技術の開発では、農地情報の共有化などについてもさまざまな御意見をいただいています。

以上の御意見を踏まえ、今後、どのように対応していくかについては、資料2 - 4を御覧ください。1ページは、審議会委員の御意見を整理したものです。

橋本委員からは、土地改良長期計画を定めるに当たり、法の理念や土地改良事業の目的をまず記述すべきだということをお指摘いただいています。

計画本文の冒頭に前文を挿入して、これらを反映できればと思っています。

近藤委員からは、現下の食の安全・安心の課題を踏まえ、安全・安心な食料供給のための基盤整備という位置づけが重要だという御指摘をいただいています。

現下の課題の中で、まさに今話題になっていることを十分書き込むとともに、課題についても「安全な食料の国内自給や安定供給に関する国民・消費者の関心の高まり」ということも具体的に記述しています。

岩崎委員ほか何名かの委員からは、「食料供給力」という言葉について「食料生産力」または「食料自給力」と呼んだらどうかという御意見をいただいています。

自給率向上に向けた食料供給力の強化の視点ということで今回整理しています。

宮城委員からは、田園環境の課題について、「田園生活空間の再生」ではないか、あるいは

はこういった地域協働の取組を進める上で、女性の役割は極めて重要だという御意見をいただいております、それぞれ工夫をしながら課題の中に盛り込んでいます。

小西委員からは、地方分権を推進すべきだという御意見をいただいております。

国と地方公共団体等の役割分担の項目に、地方分権改革推進法の理念に則る旨を記述したいと思っています。

森野委員からは、地球温暖化対策の具体的施策について、新しい技術の導入などを図る必要があるという御指摘をいただいております。バイオマスの利活用や新技術の活用、また、これらを早期に具体化することを記述しています。その他にも委員の皆様から多数の御意見をいただきましたが、中間とりまとめを御支持いただく内容だということで省略しています。

2ページは、個々のパブリックコメントの意見です。

おおむね現行計画に沿った御意見をいただいております。

『国民理解の促進・将来ビジョンの提示』については、先ほど御説明したように、将来のあるべき姿を示しながら、3つの視点、6つの政策課題や具体的成果指標を設定して取り組むことにしています。

『政策目標・数値指標の立て方』については、地域性を考慮すべきだという御意見をいただいておりますが、本計画が国全体の実施方針を示すものであることから、地域別の方針は定めていませんけれども、地方懇談会、審議会による現地調査などを実施し、地域の意見を可能な限り反映しています。

『規模拡大と担い手育成の必要性』については、推進する一方で懸念の御意見もありました。今回、農業の体質強化を推進するということで大きな政策課題を新しい目標として設定しましたが、事業の実施に当たっては、他の様々な施策と連携を図りながら地域の多様なニーズに応じた整備を進めていきたいと思っています。

『ストックマネジメントの必要性』については、是非とも基幹水利だけではなくて、水源からほ場に至る全ての農業用排水施設全体に当てはめるべきだという御意見がありましたので、その旨対応したいと思っています。食料供給力の強化については、水田の汎用化、あるいは米粉の問題などについても御意見をいただいておりますので、他用途米の導入も可能な基盤整備を進めるという視点も含めて記述したいと思っています。

4ページは、「田園環境の再生・創造」の視点です。

『環境・景観の形成にかかる負担』については、農家にまでそういった負担を求めるべきかについて、現在、環境等への配慮の取組を進めていますが、農家負担が軽減されるよう国

の支援や地方財政措置などを実施しています。

5 ページは、「農村協働力の形成」の視点です。

『農地・水・環境保全向上対策の重要性』については、誰でも参加しやすい体制づくりというのを御指摘いただきましたが、昨年、対策の事務手続の簡素化も進めており、今後ともこういった地域の要望に沿うように必要に応じて見直しをしていきたいと思っています。

最後は、「国と地方公共団体、土地改良区等の役割分担と連携強化」の視点です。

役割分担の中で、食料の安定供給は国の責務だという御意見をいただいています。本計画の中では、まさに食料の安定供給や国土保全等の多面的機能は国の責務としており、また、国と地方、土地改良区等の連携強化を図りながら地域のニーズに十分対応していきたいと考えています。

資料2 - 5 を御覧ください。

1 ページは、先ほど御説明したように、今回、前文を入れて基本法が掲げる基本理念の実現に向け、土地改良法に規定する土地改良長期計画を関係施策との連携を図りつつ、計画的・総合的に実施することで、次のとおり定めるという前文を定めています。

前回の中間とりまとめから整理したものを3つの点で記述し、特に現下の課題については、具体的に現在の食の安全・安心、食料需給に対する懸念などを記述しています。

3 ページは、3つの視点です。

「1 自給率向上に向けた食料供給力の強化」の視点、「2 田園環境の再生・創造」の視点、「3 農村協働力の形成」の視点として明確にしています。その他は、平成19年の統計データが出たので、それを反映して最終的な数字にしています。

15ページの一番最後の項目は、「(8) 工期管理とコスト構造の改善」です。

中間とりまとめ以降、コスト構造の改善については、国土交通省の計画が発表されたことから、それと連携する本長期計画では、平成20～24年の5カ年間で15%の総合コスト改善率を達成することを目標とすることを今回新しく記述しています。

最後に、資料2 - 6 を御覧ください。

今後の手順については、本日最終とりまとめ(案)を御提示し、御審議をいただいた後、法手続として関係の都道府県知事、また国土交通省他関係行政機関の長の意見の聴取があります。それを踏まえた長期計画の諮問、答申を行っていただくことによって閣議決定の手続に入りたいと思っています。できるだけ早期に円滑にこの手続を今後進めていきたいと考えています。

以上で説明を終わります。

林 部会長

有り難うございました。

中間とりまとめをしていただきましたのが今年の3月でしたので、ちょうど8カ月間、少し忘れかかっているところもお有りかと思いますが、今、丁寧に復習的な意味も含めて御説明いただきましたし、パブリックコメントについての御説明がありました。

これから委員の皆様から御自由に発言いただきたいと思いますが、どこからでも結構ですので、どうぞ、御質問あるいは御意見いただければと思います。いかがでしょうか。

近藤 臨時委員

質問を2つさせていただいた後、後ほど結構ですから、その答えを伺った上で意見を述べさせていただく機会を与えていただけたらと思います。

質問は簡単、復習のようなことですがけれども、確認をさせてください。

1点目は、長期計画の中に入っている種々な整備目標がありますけれども、この根拠というのはどういうものなのでしょうか。「21世紀新農政2007」をそのまま敷衍したような形になっているのでしょうか。それぞれの項目ごとに切ったら大変な時間がかかるので、整備目標設定の考え方をもう一度確認させてください。

2点目は、その整備目標に基づいて整備を進めた場合の裏づけとなる予算の規模はどのように御覧になっているのか。まだ公共事業は毎年3%ずつ削減していくという政府の方針は、看板は下りていないと思うんですけども、それと照らし合わせてどうなのか。

この2点を教えてください。

林 部会長

承知しました。これは後でまとめていただくということで、まず最初に御質問、御意見をいただき、今の近藤委員の御意見は、おそらく御質問に答えた後、またいただきたいと思っています。

松本 委員

1つは、農地の確保という項目があると思うんですが、この「土地改良長期計画最終とりまとめ(案)」、今年から5年間ですか、こういう計画期間で土地改良法の規定によるんでしょうけれども、その一方で、上位計画の食料・農業・農村基本計画がありますね。第二次のこれは今進行中で、21年度改定作業に入るんですね。この長期計画を見ますと、整備とかは内部因数は書いてあるんですけども、多分現在の450万ヘクタールの農地を想定して、その

もとでの目標というイメージだと思うんですけども、今後のことを考えると、根っこの日本国内の農地面積をもとに整備をするんですけども、その将来見通しといたしますか、あるいは2年後に想定される根っこの食料・農業・農村基本計画の改定作業との関係で、どのような関係になるのか、あるいはどのような見通しを持っておられるのかということが一つです。この文章にもその根っこの数字が出ていないので、これはなかなか不可解ということに受けとめられる方もおられるんじゃないかと思うのです。

もう一つは、農地の基本的な整備や確保というのは国家のセキュリティの基本的な要素といたしますか責務だとかねがね申し上げているんですけども、この文言の中も、そういう面で、国としての考え方、計画であるからということになっているんですけども、しかし、現場といたしますか、具体的には県とか市町村とか、現場が意思がなければ絵に描いた餅という可能性も大である。そういう面で、今日の場合は、その辺りを農地政策、農地改革という法制上の課題も今対応されているわけですから、国の全体の目標プラスこの際、県なり市町村の目標というものについて、国が基本的な責務のもとで何らかの連携がとれるというか、あるいはそういうネットワークがとれるといたしますか、そういうシステムを今構築しなきゃだめじゃないかというふうに思うので、提案といたしますか要望ですけども、今後その辺りも力を入れてもらいたいと思います。

忠 臨時委員

私は、この計画案の全体からの受けるイメージと、現場でそれをどのように受けとめ、感じられるのかという視点で2つほど、私の受けとめ方というふうに受けとめていただいて結構だと思います。パブリックコメントにも種々御意見があったように、また、それを受けとめるような書き方をした上で、これができ上がっているということについては、評価をして良いんじゃないかなと思っています。ただ、気になる2つというのは、まず、農地利用集積の関係で数値目標も設定されております。農地制度の見直しの中でも私は何回か申し上げているんですが、担い手、ここでは担い手という言葉は使っていませんけれども、能力と意欲のある農業者の意向を尊重した形で利用集積が進められるべきなのだろう。要は、あてがわれたようなものとはちょっと違うのではないかな。その結果、効率的に農地が面的にまとまっていくという姿がやはり必要なんだろうと思っています。

130の法人を目指すということの数値も明確に出ておりますけれども、この法人というのは種々な形態があるわけでありまして、ここでは集落営農や個別法人とかというようなところまでいう必要は全くないと思いますけれども、頭の中にはどういう姿が描かれるのかとい

うことについては、表現はなくともやはり地域の意向ですとか、先ほど申し上げたような、現有する担い手の意向、そういったものを十分に尊重した上で育成指導していくことが必要なんだろうと思います。

もう一点はそれとは今度逆になるんですけども、パブリックコメントにもありましたが、その地域の農地、あるいは施設の保全管理において、地域住民あるいはその他の国民を巻き込んだ、いわゆる協働力を期待しながら維持管理を推進していくという書き出しになります。

これは、指摘にもありましたけれども、若干矛盾することになります。私の地域も、担い手育成型では場整備をしましたが、それと同時に、農地・水・環境保全向上対策にも取り組んでいます。現実には、やはり担い手が中心になった環境整備ということになっておりまして、なかなか地域の中にあっても、既に農地を貸してしまった農家の皆さん方の協力はだんだん得にくくなってきているというのが現実でありまして、さらには、地域以外の方を巻き込むというのはかなり難しいことなのではないかなと思っています。そこら辺の進め方を種々な施策と連携してというような言葉の使われ方になっていきますけれども、相当そこは具体的に取組をしていくということがないと、なかなか進まないだろう。私は、地域の環境を守るということが運動や活動だととらえることが良い地域もあれば、もう一つは、やはりそれは労働なんだろうと、半日仕事あるんだよ。今度の日曜日には、1日かかってここを直すんだというのが、活動という義務という形で協働力という精神を活用できる地域がまだあるのかも知れませんが、残念ながらそうではなくて、なかなかそれも難しくなっている。

だとすれば、やっぱりこれは労働なんだ、仕事なんだというふうにもむしろ割り切って、それに対する手当て（対価）を出してしまうのもやり方としてはあるのではないかな。そうでないとすると、やはりだんだんと担い手にそういった仕事もどうしても負担がかかっていってしまうという現実があるようでありまして。その点について進めていく上で、計画はこれでもよしいんですけども、現実に進めていく上では、地域の公共団体あるいは関係機関とも十分に連携をとる必要があるだろうと思っています。

それから、最後にもう一つなんですけども、農地・水・環境保全向上対策の中で、支払われている交付単価がございまして、地方自治体への負担が相当重くのしかかっている。

というのは、実は私、地元の市の行政改革の推進委員を仰せつかっているんですけども、そういう声はかなり強くあるようであります。もちろん地域によっては、多額の活動助成をいただくということは有り難いことではあるんですけども、正直、使い切れないほどの、あるいは使うことによるその施策がその水準ですと将来とも続くというような保障がどこ

かにあればまた別なんでしょうけれども、何年かしてそれが減額され、あるいは無くなっていくという少しの不安、それから、今この期間にさっき私が申し上げたようなことがきちっとその地域で取り組まれるような体制ができれば良いんですけども、果たして将来につながる効果的なものであるのかどうかを検証しつつ、財政負担とのことも絡みながら取り組んでいく必要があるのではないかなと思っております。

福澤 臨時委員

私は、常に農業と農村の現場にいる立場ということから、この計画の全体につきましては、非常に評価しております。つまり、前計画の政策の枠組みをそのまま維持しながら、現下の農業農村整備の課題をより鮮明にし、そして、視点を明確にしたということが非常に全体的にわかりやすいということで、現場でもこれは好意的に受けとめられております。

その上で質問なり御意見なりを申し上げたいと思います。

まず、一寸目にいたしましたのは、田園環境の件ですが、田園環境と田園自然環境の言葉が2つございます。多分、この違いについては意味があつてのことだと思ふんですけども、その辺の概念がわかりづらいなという感じがしておりますので、その辺御説明をお願い申し上げたいと思っております。

それから、これは要望でございます。踏まえる事項の中に、土地改良区の活性化対策ということが謳われておりますけれども、どのような活性化対策を考えられておられるのか。

全国津々浦々に数多の土地改良施設があるわけですけれども、それが御承知のように過疎化あるいは高齢化、担い手不足、そういった構造的なものによって耕作放棄地が増大して、それと米価の低迷が相まって非常に土地改良区離れが増えてきている。やはり土地改良施設を管理するその土地改良区の組合員が離れていくということは、これは土地改良区の存続そのものも根底から覆されかねないという感じがしております。事実、水利費や土地改良事業の負担金、土地改良区を運営していくための負担金、これらの未納が非常にここ5年ぐらいの間に倍増しているという実態が見受けられます。これはもう土地改良区そのものの存在が非常に危うくなっているということもありまして、これが危うくなりますと水利施設の粗放化にもつながっていくということが懸念されております。したがいまして、これからは具体的な施策の中で、そういった土地改良区の運営に対する強化と申しますか、総合的な強化対策や施策を長計を踏まえて講じていただければと思っております。これは要望でございます。

それから、パブリックコメントの中にも出てまいりました地方分権の議論がございました。

私は、地方分権の議論そのものは全く否定するものではございません。むしろ地方の有利

なものについてはどんどん地方に移譲していくべきであると考えております。

ただ、そこで考えなきゃいけないのは、地方にとって不利なものがまいてまいますと、これはやはり分権の基本理念に反するんじゃないかなという思いを持っております。

つまり、国営事業につきましては、国は今まで基幹的な水利施設については、国が一生懸命関与してやってこられたということでございます。具体的に申し上げますと、国営事業の場合は、国庫補助金が約3分の2、67%ほど出るんですね。県がその事業を受け継いだ場合は、今の仕組みだと50%なんです。そうしますとその差額分をどうするか。県は財政難から、あるいは市町村は財政事情から多分持てないでしょうということになりますと、いきおいそれが農家の負担に跳ね返っていく。となりますと、農家は適期更新、要は、施設の適期更新をする際にも、タイミングを逸してしまうということがございます。したがって、私はやはりそういった不利益を蒙るような地方分権であってはならないと考えております。

ましてや、先ほどから御議論されておりますように、国民に対する食料の安定確保は国の責務であるということをおっしゃっているわけですので、やはりこれは農林水産省はもっと一生懸命になってきちっと我が国の食料を安定的に国民に供給していくために、国営事業は国がきちっと関与してやっていくべきだということを声高にやっていかなければいけませんし、私たち現場においても、それを拳を振り上げてまいりたいと考えております。

以上、質問、要望、それから意見を申し述べさせていただきました。この地方分権につきましては、特段御回答は必要としませんので、よろしく願いいたします。

三野 臨時委員

全体としては大変バランスよくまとまっている気がいたしますが、ただ、非常に幅広い内容となっており、焦点がぼやけるように思います。この6つの新しい枠組みについて重点づけみたいなものもあれば良いというのが一つ感じられるところです。特に、今度の長計で新しく頭出しになりました農村協働力の形成について、この協働力、先ほどもお話があり、また、パブコメでもあったように、内容が理解しにくいですね。特に6ページの説明で、これは地域共同活動の「共同」とこの協働力の「協力しながら働く方」との違いが混同しがちなような気がしてなりません。この辺を明確にすることが今度の頭出しの点で意味を持っているのかなと思います。それで、先ほど土地改良区の支援のお話がありましたが、農業用排水施設のストックマネジメントのストックについて2つあると思います。すなわち、ハードとソフトの2つのストックマネジメントがあると思います。ハードに関しては頭出しになっているのですが、ソフト部分を担うのが私自身は土地改良区そのものであると思います。



土地改良区の支援というのは、ある意味では、2つのストックマネジメントが表裏一体になっているような気がいたします。ところが、6の農村協働力は、これは土地改良区を核にしながら新たに広げていったパートナーシップであると思いますので、この辺の仕分けを少ししっかりいただくと、この6つの項目がわかりやすくなり、かつ土地改良区の支援の理論的根拠も出てくるのではないかなというような気がいたしました。

以上です。

古口 委員

1点目は、先ほど、他の委員さんもおっしゃってございましたけれども、土地改良区の運営強化、これは本当に切実な問題になりつつあるのかなと思っています。また、土地改良区だけではなくて、私はこういう委員になって初めて農業用排水施設のストックマネジメントによる安定的な用水供給のことを勉強させていただきましたけれども、これは非常に大事なことだと思うんですね。でも、現場ではそれほど意識的にはそんなに大事だとは思っていない。ただ、どこかが壊れれば補修をするという程度にしか考えていない。ですから、計画的、安定的な整備ができるような啓蒙を現場にもしていかなければならないのかなと感じました。

もう一点ですが、5ページの諸問題の中で、本当にこのとおりなんですけれども、私もこのとおりだと言いたいんですけど、ただ、これを問題（課題）の中で入れて良いのかどうかとずっと考えたんですけど、市町村合併による特色ある地域の創出の懸念、生物多様性の保全等の中で、市町村合併による特色ある地域の創出の懸念と、それから農村地域の活性化の中で、ここでも問題点として市町村合併と取り上げているんですけど、このとおりなんですよ、もうこのとおりなんだけど、これここに上げちゃって良いのかなと、私、毒舌町長と言われるんですけど、私よりすごいなと思ってびっくりしているんですけど、いくらそのとおりでも、ここにこれ挙げちゃって良いんでしょうか。

宮城 臨時委員

パブリックコメントを拝見しまして、女性のパブリックコメントが3割近くあるということと、それから内容の中で紹介されているのを女性の方を拾ってみますと3点拾われているんですけども、20代、30代、40代になっているんですね。これは全体はどうかのかわかりませんが、私は土地改良長期計画に女性がこれだけ、特にどうも全体で見ると若いんじゃないかと予測がされるんですけども、若い女性が反応してくださったというのは、やはりこれまでの農業者以外への説明を果たそうとする努力が少し届き始めたのかなという感想を持ちました。その意味で、本文の中にも男女共同参画という言葉を入れていただいたの

は有り難いのですが、ますます農業者以外に対してわかりやすい説明をするということが重要になってくるのではないかと、このことをより強く感じました。その上でなのですが、こちらの図や表を使っての説明のところは、説明いただくと非常によくわかりやすいのですが、やはり文章化したときに、わかりにくいところが若干ありまして、2カ所だけお願いしておきたいと思います。最終とりまとめ(案)の2ページのところの共生・循環による農村の振興とため池機能の発揮、これは1パラグラフが1センテンスなんですね。

次の、人と信頼のネットワークの形成のところも非常に長いんです。是非、この辺りがやはり言いたいことは私たちこちらの資料と突き合わせて見ていけば非常によくわかるのですが、文章としてもわかりやすくなるように非常に細かなことを申し上げて恐縮なんです、見直していただくと最終案は良いかなと思いました。

林 部会長

有り難うございました。

大体御意見いただいたようですが、他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今までいただきました御意見あるいは御質問について、これはお答えいただき、また、その後、それについての御意見をいただきたいと思います。

田中 計画調整室長

近藤委員から御指摘いただいた整備目標の考え方ですが、非常に大きな政策課題を背負っている指標とそれぞれの事業の抱えている範囲の指標という幅広い対応をしています。

特に、現在、食料自給力の向上が求められており、農業の体質強化を早急に進めていくことが大きな課題になっていることから、効率的かつ安定的な経営体の育成、面的集積は、省を挙げた課題になっています。これらを土地改良事業においても基盤整備の部分から進めていきたいということで政策課題として挙げています。

一方で、それぞれの事業が工夫を凝らして地域のニーズに応じて実施しているので、多様な主体が参画する直営施工にかかわる人たちの人数を増やすようなきめの細かい指標も入れて工夫をしています。

次に予算規模ですが、新しい土地改良長期計画の策定に当たっては、その前提となる投資規模が課題になります。平成20年スタートということもあり、「経済財政改革の基本方針2006」に示された歳出削減、歳出改革の方向に沿って策定しており、御指摘の中にもありましたが公共事業関係の歳出改革については、これまでの対前年マイナス3%を継続することなので、平成19年から平成23年の5カ年間に計画的に事業に取り組むことで今回

の計画を策定しています。

農地の確保については、具体的な450万ヘクタールとの関係について御指摘がありました。

農地の趨勢は、平成27年目途で450万ヘクタールを確保することになっていますが、その中で重要な取組の課題として耕作放棄の発生防止、再活用があるので、今回、土地改良長期計画でも耕作放棄を発生させないことを新しい政策課題として205万ヘクタールの農地について発生させない努力を地域共同の取組、あるいは基盤整備を通じて進めていくということで具体的な数字を設定しています。土地改良事業については農振農用地の中で実施するので、具体的には農振農用地の中の205万ヘクタールについて耕作放棄を発生させないという目標観を持っています。

福澤委員から田園環境と田園自然環境との違いという御指摘がありました。

田園環境の再生・創造ということで具体的な成果目標もありますが、景観の側面については、景観法の策定や歴史的施設の歴史風致の法律が策定されるなど景観の取組が非常に重要になってきています。田園自然環境といった場合には、景観の色が見えないので、田園自然環境と田園景観をあわせて田園環境というように工夫しています。

宮城委員からも御指摘がありました生活環境という環境の側面もあるので、それも含めて自然環境というよりは田園環境ということで幅広く説明できる言葉だということで、そこは意識しながら使い分けています。

地域共同の共同については、2つの使い分けをしています。

外形的に皆さんが共同作業をしている場合は、通常地域共同の共に同じという使い方をしますけれども、一つの目的意識を持って外形のみならず意思をあらわすときには協力して働くという使い分けをしており、これは他の法律でも同じように使い分けをしており、同一の法律の中に2つの言葉遣いで使い分けをしている例もあるので、今回、土地改良長期計画でもそのような使い分けを意識しています。

齋藤 整備部長

忠委員からお話がありました農地の利用集積の件については、委員のお話は農地改革の有識者懇談会でも意見を承っておりますし、基本的にそのような考え方だと思っています。

利用集積も形態は地域地域、それから担い手の方々の活動によって違うわけですから、一律にこうだとは思っていません。法人になる方たちも担い手が生産法人をつくる場合もありますし、農用地利用改善団体が進化する場合など種々な形が考えられるので、それは地域の意向を尊重して行うものだと思っています。

農地・水・環境保全向上対策については、全国的に見ますとおおむね好評をいただいていると思っておりますけれども、基本的に目標を掲げて種々な活動をやっていただくということであって、やはり私が思いますのは、営農を行う、それから農業者の方が中心であって、それを外延的に協働力と申していますが、そうしたことで支えるということだと思っております。

交付単価の件につきましては、事業創設のときからそのような意見もありました。例えば単価を2分の1にするような地区もございます。そこはかなり弾力的にしております。一律に硬直的にこうだということは思っておりません。それは地域で選んでいただくということかと思えます。

地方自治体の負担が厳しいということもございましたけれども、地方交付税等でかなりの措置、具体的には普通交付税、特別交付税を組み合わせやっておりますし、御参加いただいている市町村の方々には、そのような制度を十分御理解の上だと思っております。現実には、ここ1年ぐらいで面積は20万ヘクタールぐらい増えておりますので、まだまだ取り組もうという意欲はあるのではないかと思います。

土地改良区の活性化対策についてお二人の方から出ましたが、確かに土地改良区も非常に困難な問題を抱えていると思えます。ただ、基本的に農家の方々が自主的に事業をやろうという意思のもとに農家の力を結集した団体だと思っております。そういうことを前提に、一律に土地改良区の活性化対策とか総合対策というのは困難でありまして、ここ20年ぐらいの施策を見ていただきますと、要は、努力をしていただく。例えば、担い手に農地を集積していただく。それから、例えば国営造成施設について言いますと、高度な管理をしていただく、多面的機能を発揮していただく。そのときに対する助成措置をすとか、種々なことを行ってまいりました。ですから、これからの検討課題でもあると思えますが、やはりそれは全国一律ということではなくて、政策目標を掲げ、私どもはこのように進めたいんだという案を示して、その過程で努力されることに対して御支援をするという考え方かなと思えます。

宮城委員から女性の話が出ましたけれども、やはり見ていると安全・安心に対する関心が高まっている。それから、私ども自然環境や景観に対する配慮といえますか、そういった諸活動を行ってきておりまして、こうしたことも関係するのかなと思えます。

もう一つは、若い女性が農業農村整備事業にたずさわっておられる方がいらっしゃる。これは土地改良区も市町村も県も国もそうですが、そうした方がいらっしゃって関心があるのかなと思えます。私どもも今回、幅広く種々な方から御意見をいただき、極力反映するようにしましたけれども、宮城委員おっしゃるように違った動きがあるのかなと感じております。

以上です。

三浦 農村計画課長

松本委員から農地の確保の関係で、農地政策見直しのお話がありましたので、御説明したいと思います。御案内のとおり、農地政策の見直しについては、足掛け2年近く検討していますが、農地の確保については、当然国の責務というものはあろうかと思えます。ただ、国だけで確保できるものではなくて、やはり国と地方公共団体が適切に役割分担をしながら確保していくものだろうと考えています。そういう中で、5月に地方分権改革推進委員会から農地転用の権限を地方に移譲すべき等々の勧告が出されました。これについては、移譲することが本当に農地の確保につながるのかということをお我々としては議論しまして、最終的には、国と地方で農地を確保するシステムをつくり、その上で分権について検討すべきという政府としての方針を6月にとりまとめました。

現在、私どもでその方針に従って鋭意内容を詰めています。そう遠くない時期に内容については御発表できるものと考えています。

以上です。

島田 水資源課長

古口委員から、現場でストックマネジメントがあまり意識されていないのではないかというお話がありました。確かにストックマネジメントは、国営で造成した施設を国が機能診断するところから始めて、平成19年度に県がストックマネジメントをやるための「基幹水利施設ストックマネジメント事業」をつくりました。今残されているのは農家の一番身近にある末端施設に対するストマネの制度がないということで、これについては、21年度予算要求で「地域農業水利施設ストックマネジメント事業」を要求しています。

来年度になれば、大きい施設から小さい施設まで全てを対象とした制度が揃うので、地域や現場でもストックマネジメントが意識されるようになるのではないかと考えています。

田中 計画調整室長

忠委員から利用集積の中で法人の問題がありました。

130法人という数そのものは非常に小さいですが、構造展望では平成27年目途で法人経営が1万と見込まれている中、実際、ほ場整備は毎年数千ヘクタールぐらいしか実施していませんけれども、今後着手する事業計画を調べることで、実績として16~18の新規採択の中では、250地区ぐらいありますが、70法人ぐらいが増加されていたということをお踏まえて今回目標観を設定しています。

以上です。

林 部会長

有り難うございました。

それでは、近藤委員は今のお答えをお聞きになられて御発言になりたいということでしたので、どうぞ。

近藤 臨時委員

有り難うございます。

これを拝見していて一寸懸念したことがあったので、感想として言わせていただきたいと思います。必要性だとか意義だとか将来の姿だとか、非常にその辺りは丁寧に書いていただいて、計画内容そのものについては、非常に良くできたものだと思っているんですけども、お金の話を聞いたのは若干の思いがありまして、この計画期間というのは、20年度からの5年間というのは、おそらく金が無い時期の計画に当たると思うんですけども、もう既に今年度は6兆円税収減になるとか言っているし、この金融危機の影響で多分すっぽりこの期間中は政府に金が入らないという期間の計画になると思うのです。

それともう一つは、今、自民党の道路なんか自民党でみっともないことになっていますし、河川というかダムも関西とかを含めて幾つかああいう形で、もう要らないというのが出てきて河川局の対応次第なんでしょうけれども、それによってはますます公共事業批判が強まるという時期が来るのかな。金が無くて批判が強いという状況の中で迎える長期計画なので、そうすると何が起きるかということ、おそらくより一層削減というのととも、一律削減じゃなくて、優先順位をつけ始めるんだらうと思います。ここは10%減、ここは1%増とか公共事業の種類によってそういう形になってくるのかなと思っているんです。

そうなった場合に、この役所の持っている公共事業というのは、接触する人数が多くないものですから、政治的に非常に必ずしも強い立場にある公共事業ではないんだらうなという気がするんです。そうすれば、何が必要かということ、この中にあった将来のこんな姿を描くんだ、こんなに必要なんだということは非常によく描かれていて、それは良いんですけども、もう一方の削減努力の方が直営施工の話も含めて、もう一寸丁寧に説明できる方法はないのかなと思っています。珍しくこれだけ分厚い閣議決定文書なので、この中に書くというわけにはいかないんでしょうけれども、ここ独自ではもう既にぎりぎりのこんな努力をしているんだという削減努力の話をもう一寸説明するような方法が無いのかなと思っています。

ここにある最後に、先ほど田中さんから説明がありましたけれども、一番最後に15%の改

善率というのがあって、確かに15%というのは大きな削減の幅ではあるんだけど、所詮公共事業全体の中の並びの話なので、ここだけが頑張っているという話ではなくて、それがみんな広げて優先順位をつけるようなことにどれだけ土地改良への予算投入が支持される根拠になるのか、それは疑問なので、その辺りも睨みながらこれだけ丁寧に書いていただいた計画なので、その辺りのぎりぎりの削減努力をしているんだよということがにじむような、別の書類でも何でもどういう形で世の中に出ていくのかわからないんですけれども、そういうところにもう少し配慮があったら良いのかなと思ったので伺いました。

林 部会長

有り難うございました。

おっしゃるとおりでして、資料2 - 2の3ページ目を見ますと、前計画の政策目標と成果、この成果を見ていただきますと、おおむね計画について達成状況を見ると達成しているところが多い、あるいは超えているわけですね。ただ、達成できなかった田園自然環境の創造に着手した地域というのは、実績が計画を下回っているというところもありますけれども、ただ、これからの5年間はもっと厳しい状況というのは、今、近藤委員がおっしゃったとおりで、そこは是非とも、例えば、田園自然環境については、今回は田園環境の再生・創造の視点ということで計画されておられるわけですから、これから2年後に名古屋でC O P 10がございませう。生物多様性の締約国会議ですけども、ああいうものをとらえて、こういうインフラ整備のところから多様性をきっちり保障するのを特別プロジェクトで組んでいただいたり、何らかの方策で予算を確保できる、そういうチャンスを手早く活かすとか、そういうことは是非御尽力いただきたいなという思いがいたします。

古口 委員

先ほど私聞いた、市町村合併は良いんですか、そのままで。これは是非そのままにしてもらいたいんですけど。

林 部会長

私もこのままにしてもらいたいと思っています。と言いますのは、ここに挙げてあるのは、生物多様性の保全等については懸念ですから、完全に懸念されているわけですが、こういう懸念と同時に、農村地域の活性化のところにある市町村合併は、例えば、広い意味でのソーシャルキャピタルを増やすためには、市町村合併によって都市住民と農村がボランタリーにもっと協力するということができないかということを図る、そういうことを考えるという意味では、市町村合併で広がったということは有利に活かさないかという点も含めて、有

利にじゃなくて不利に働くことの方が多いたとは思いますが、これは残しておいていただいた方が良くないかと思うんですが、いかがですか。

古口 委員

是非、そうしていただきたいと思います。

あともう一つですが、よろしいですか。

林 部会長

はい、どうぞ。

古口 委員

この5ページのところの生物多様性の保全等の一番下に、農村景観の保全ということで写真が載っているんですけども、実は、この田んぼの向こうに麦わらの家がこうやってあるということ、これが農村景観の保全の写真に当たるかどうかというのは、これは単なる都会の方のノスタルジックで、現実的にこんな写真載せると、若い人は誰も農家に来なくなりしますので、この写真は考えていただいた方が良くと思います。これは歴史的建造物の保全ということでお願いしたいと思います。

林 部会長

そうしていただきたいと思いますね、是非。今の農村の本当の良い形を挙げた方が良くということですね、写真として。

田中 計画調整室長

この内容を構成することで工夫したところがあるので、御説明します。

1つは、特色ある地域づくりが今後非常に大事になってくるということです。自然環境の再生、田園環境の再生・創造の視点の項目は、実は再生・創造と共生・循環を生かした個性豊かで活力ある農村づくりが目標です。これまでの前計画においては、循環型社会の構築や豊かな田園環境の創造が前面に出ていましたが、今回は、そうしたことをきっかけに、活力ある地域づくりにつなげていくということです。

写真については、今後、そのような観点を踏まえて十分留意したいと思います。

近藤委員から予算関係の御指摘がありました。

確かにそのとおりでして、我々、削減努力というよりは、縮減する中でどこを重点的に実施しているかをできるだけ明示していかなければいけないと思っています。そのような意味で、実は前回計画の指標は8つの指標しかありませんでしたが、今回は、倍増して16の指標にしています。すなわち、種々な施策を展開する上で、種々な効果があるんだということ



やはり国民や地域の方々、生産者や消費者、流通関係者の方々に御理解いただいて、公共事業あるいは土地改良事業あるいは農業農村政策を評価していただくことで、新しい指標を多く盛り込んでいます。その辺も御理解いただければと思います。

森野 委員

1点だけ。資料2 - 5の13ページで、「減災の視点でため池を整備する」、これは非常に重要なことで結構だと思うのですが、その上の方で、浸水、湛水被害のおそれのある農用地を減らすということがあるんですが、先ほど近藤委員が話されたように、今、ダムはなるべく要らないという都道府県が幾つか出てきて、その結果、その分を河川の沿道の土地利用の方で賄えば良いんじゃないかということを県などは主張しているわけですね。その場合、今までの、例えば、福井県の足羽川とか京都の由良川とか熊本県の球磨川とかを見る限り、その分、農用地へ溢れ出さざるを得ないような状況になっているわけですね。

ですから、一方でダムは不要だという道府県の市町村に対して、この辺りをどのように整合するのか、他所の役所とも関係する話なので答えは要りません。次回の最終案までにその辺の調整を図っていただければと思います。

以上です。

林 部会長

有り難うございました。

大体時間が来たのですが、局長あるいは次長、特にありませんか。よろしいですか。

中條 農村振興局長

土地改良長期計画の最終とりまとめ（案）をおまとめいただきまして有り難うございました。御指摘があった点につきましては、これからまた事務局の方で極力盛り込む形で反映させていただきたいと思います。特に、この中身の説明ということではないわけではありますが、先ほど御議論の中であったように、現場が今非常に大きく変わろうとしているのは私ども全く共感しております。例えば、担い手の話にしましても、農地の集積にしましても、非常に進んでいる地域と旧態依然として未だ整備さえ行われていないという、本当にその差がますます拡大していく状況でございます。その中で、全体としてどのように方向付けしていけば良いのか、非常に舵取りが難しい時代が来たなと感じてございまして、5年間の計画ではありますけれども、これはやはり10年、20年先を見込んで、そのための5年間だという位置付けが必要だろうと考えております。骨組みをお示ししたつもりでありますけれども、これから先どのようにこれを具体的にこなしていくかというのは、まさに我々に課された課題だ

と思っております、これで全てをお示ししたつもりはございません。

この中で、具体的には、まさに委員御指摘のとおり、それぞれの地区におきまして、趣旨を盛り込んで対応していくことになろうかと思っております。その際に、近藤委員から御指摘ありましたように、これから先の経済財政状況を見ますと、非常に厳しい時代に直面することになることは私どももよく承知をしております、これまでは10力年を一つの単位としてやってきたわけでありますが、既にそういう10年という長い期間の中で財政状況が良かったり悪かったり、進捗が早くなったり遅くなったりということを経験しております、そういう問題も実は私どもとしては真正面に取り組んでいかなければならない問題であると思っております。いずれにしましてもそういう状況ですので、ますます不確定要素といえますが、ファジーな部分があるわけでありますけれども、全体としておまとめいただきました計画の趣旨に沿って今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、最後に決意というわけではありませんが、こういう方向で取り組んでまいりますことをお話し申し上げまして御挨拶にさせていただきます。

古口 委員

1つだけ、現場の首長としてなんですが、今、各自治体の農業委員会に耕作放棄地の調査を依頼していると思うんですけども、耕作放棄地を5年で無くするという事は良いんですけども、ただ、その結果、現状を見て、もう戻らないと言っては語弊があるんですけども、そういうところはきちんと地目を変更していきなさいという指導をしているんですか。

それとも、そこまでは別に言っていない。ただ調査をしているというだけなのか。というのは、これはもし、今、耕作放棄地になっている地目が田であるところを、雑種地あるいは山林に地目変更、これにはお金がかかるわけで、それはまた現状ですからそうせざるを得ないんでしょうけれども、そうしますと、生産調整とか農業者年金等の問題に跳ね返ってくるんですね。ですから、もしそのようなことでの指導があるんだとすれば、少し慎重にしていきたいというのが現場の首長の要望なんですけど。

三浦 農村計画課長

積極的に地目変更してくれというわけではありませんが、例えば、桑畑とかほとんど農地として再度使うのは難しいというものを営農再開してくれと言われても無理だという声もありますので、そこは一定の基準を示して農業委員会で手続を踏めば非農地とすることもできますというようにはしています。していますが、今お話ありました田んぼの中などは、幾つかマニュアルなどもお示しをして、安易に非農地に持っていかないようにという指導もして

いますし、御質問がありました生産調整との関係で若干複雑な部分があるものですから、そこもQ & Aという形で、担当者にどういう場合にどちらに振り分けたら良いかということは一応指導しているのです、また何かありましたら私どもの方に御照会いただければと思います。

古口 委員

わかりました。有り難うございました。

林 部会長

有り難うございました。

それでは、大体予定しておりました時間になりましたし、議題も終わりましたので、ここで議事を終了したいと思います。

それでは、事務局にお返しいたします。

田中 計画調整室長

本日はお忙しい中御議論いただきまして、誠に有り難うございました。

次回の部会では、新しい土地改良長期計画について、本日頂戴した御意見等を踏まえて御議論をお願いしたいと思っています。

詳細については、部会長の御都合もお伺いしながら、あらためて事務局より御連絡申し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして第2回の部会を閉会いたします。

本日は有り難うございました。

- 了 -